



## 税理士情報フォーラム2014最新情報

～オンラインバンキングにおける不正送金について～

情報システム委員会 菅沼 俊広

税理士にとって、電子申告の利用や情報の検索、顧客との連絡等にインターネットの利用はなくてはならないものとなっており、マイナンバーの導入によりインターネットを利用する際には個人情報保護対策を含む情報セキュリティの知識が不可欠のものとなってきています。

そこで、今年の税理士情報フォーラムでは、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)技術本部セキュリティセンターの協力により情報セキュリティの重要性について、コンピュータウイルスへの感染や不正アクセスの具体的な事例により(コンピュータウイルスに感染したらどのようなようになるか、その対策はどのようにするのか)、寸劇でわかりやすく説明をします。

今回は、寸劇の中でも取り上げる予定のオンラインバンキングにおける不正送金についてIPA技術本部セキュリティセンター「2014年7月の呼びかけ」(<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2014/07outline.html>)に基づいて説明します。

最近、オンラインバンキングにおける不正送金の被害が増加傾向にあり、警察庁によれば2014年の国内における被害額は、5月9日の時点で14億円を超え、既に昨年の被害総額を超えたとあり、中でも我々税理士の顧客である中小企業の被害の増加が報告されています。

IPAでは情報セキュリティの重要な問題について「今月の呼びかけ」という形で注意喚起を行っており、オンラインバンキングについては、過去3回に渡り「今月の呼びかけ」(2013年9月の呼びかけ:「インターネットバンキング利用時の勘所を理解しましょう!」、2012年12月の呼びかけ:「ネット銀行を狙った不正なポップアップに注意!」、2011年9月の呼びかけ:「あなたの銀行口座も狙われている!?」—SpyEye(スパイアイ)ウイルスに注意!—)として注意喚起を行っていますが、被害が後を絶たず、手口にも変化が見られることから、今月改めて呼びかけを行っています。

金銭被害を食い止めるには、騙されないための注意深さと知識が必要で、利用者自身で何が正しいのかを「知る」ことが必要です。具体的には、オンラインバンキングの「正しい画面」を知ることです。それさえ知っていれば、万が一パソコンがウイルスに感染しても、異常に気付くことができます。

### (1)従来の手口と新しい手口

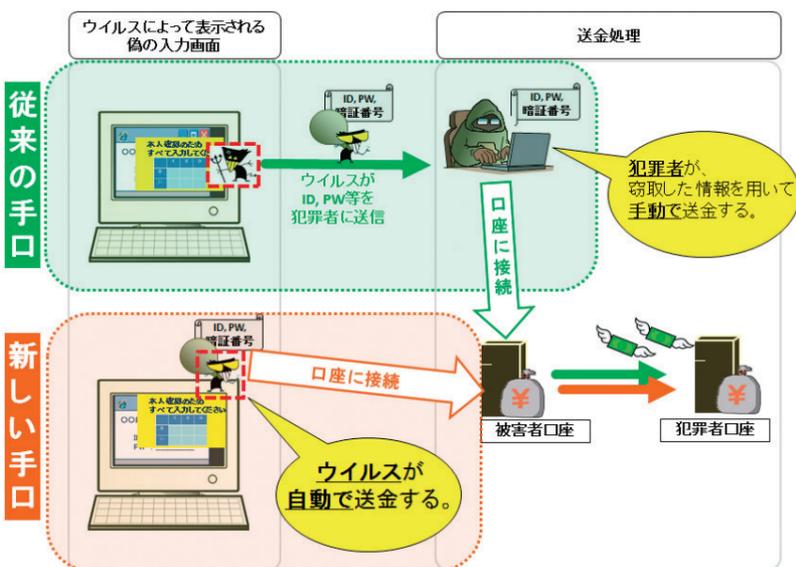


図1 オンラインバンキングを狙ったウイルスの「従来の手口」と「新しい手口」

オンラインバンキングにおける不正送金の手口は巧妙化しています。ここでは従来の手口と、巧妙になった新しい手口を説明します。

### 従来の手口:

オンラインバンキングにおける不正送金の従来の手口は、次の通りです(図1の「従来の手口」)。

1. 利用者のパソコンにウイルスを感染させることで、不正なポップアップ画面を表示させる。
2. その画面に、送金に必要な情報(ID、パスワード、乱数表の数字など)を利用者に入力させる。
3. その結果、送金に必要な情報が第三者に渡ってしまう。
4. 第三者は、窃取した情報を悪用して手動で不正送金を行う。

しかし2014年3月に、窃取した情報を悪用して、その場でリアルタイムに送金処理を行う新たなウイルスが確認されました。

### 新しい手口:

新たなウイルスによる手口は次の通りです(図1の「新しい手口」)。

1. 利用者のパソコンにウイルスを感染させることで、不正なポップアップ画面を表示させる。
2. その画面に、送金に必要な情報(ID、パスワード、乱数表の数字など)を利用者に入力させる。
3. 入力させた情報が即座に悪用され、第三者の口座への不正送金がリアルタイムに行われてしまう。

従来の手口と異なり、新たなウイルスは送金に必要な情報の入力と同時に送金を完結させてしまうものとなっており、手口がより巧妙となっています。

この手口は犯罪者にとって手っ取り早く金銭を収受できるよう工夫が図られており、利用者にとってはうかつな認証情報の入力、不正送金被害に直結することを意味します。

ただ、「パソコンにウイルスを感染させ」、その後「そのウイルスに不正な画面を表示させる」という点で手口は同じものとなっていますので、不正な画面であることに気が付けば、金銭被害に遭わずに済みます。

### (2)「正しい画面」と「不正な画面」の見分け方

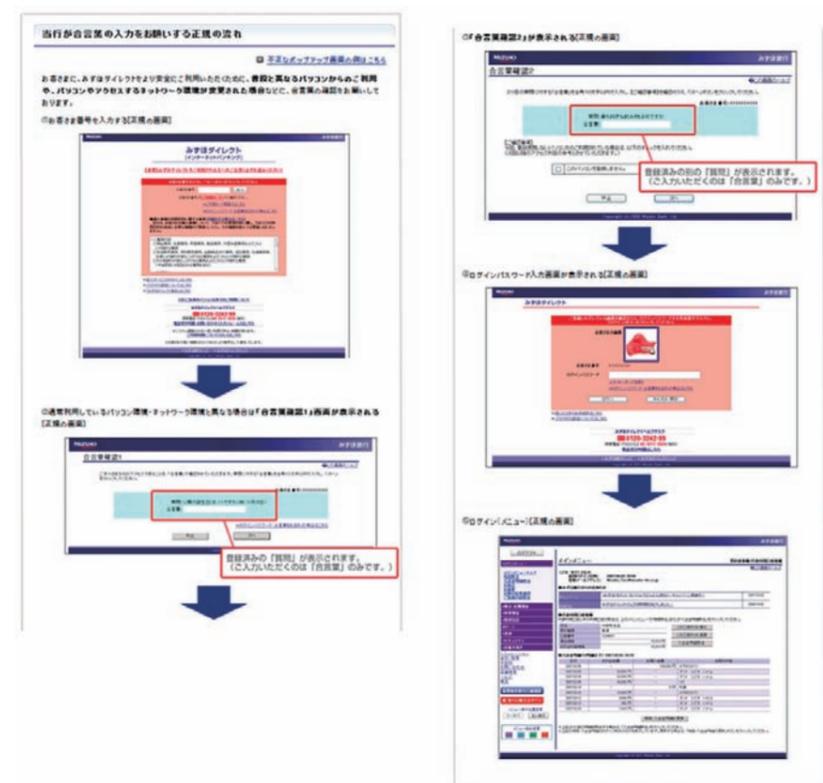


図2 例:みずほ銀行が掲載している「正しい画面」

オンラインバンキングのサイトには、利用者への情報として「正しい画面」と「不正な画面」を示しているところがあります。いまや利用者がオンラインバンキングの利用に際し、この「正しい画面」(裏面へつづく)

画面」と画面遷移を把握しておくことは必須といえます。

「不正な画面」は既知のウイルスによって表示されるもので、ウイルスや手口が異なれば、出現する「不正な画面」も多種多様になると考えられるため、「正しい画面」を知らなければ、それと異なる画面が現れた際に異変に気付くことができず、金銭被害から身を守ることができなくなります。

オンラインバンキングのサイトの「正しい画面」を日頃から確認しておくことが重要な対策となります。

オンラインバンキングのサイトによっては、実際の「正しい」取引を体験できるデモページを用意している金融機関（三井住友銀行や大垣共立銀行）もあります。

オンラインバンキングの利用に際しては、事前に利用中のオンラインバンキングのサイトで「正しい画面」が掲載されているかを確認しておき、画面のスクリーンショットをパソコンに保存しておくかプリントアウトしておき、オンラインバンキング利用時には常に正しい画面と画面遷移に照らし合わせながら利用することで、被害に合うことを防ぐことができます。

もしオンラインバンキング利用時に「正しい画面」と異なる画面が現れた場合、ウイルス感染が原因の場合以外にも、オンラインでシステム変更の可能性があるため、金融機関本体のサイトで画面の変更の有無を確認する、もしくは問い合わせ窓口を確認する等の対応をとることが必要となります。

万一、システム変更によるものではない場合、ウイルス感染が疑われますのですぐにオンラインバンキングの利用を停止し、セキュリティソフトによる駆除や後述する感染を防ぐための対策を行ってください。

### (3)ウイルスに感染しないために

利用者がきちんと対策を行っていても、「ゼロデイ攻撃」という修正プログラムが提供される前に、ソフトウェアの脆弱性を悪用されて、ウイルスに感染してしまう場合や企業のサーバーが不正アクセスを受け、サーバー上のファイルがウイルスに置き換えられ、それを一般利用者がウイルスと知らずにダウンロードし、ウ

イルスに感染してしまうなど、ウイルスに感染する可能性を完全に排除できないこともあります。下記の対策を確実に実施することは、オンラインバンキングに関するウイルスのみならず、多くのウイルスからパソコンを守るのに有効な手段となります。

### 【1】使用しているパソコンのOS（基本ソフト）とソフトウェアの脆弱性を解消する

OS（基本ソフト）やインストールされているソフトウェアに、最新の更新プログラムが公開された際には、速やかに適用し、脆弱性（コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどが抱える保安上の弱点）を解消してください。

IPAでは、利用者のパソコンにインストールされている主なソフトウェア製品のバージョンが最新であるかを、簡単な操作で確認できるツール「MyJVNバージョンチェッカ」を公開していますので、利用してください。

### 【2】セキュリティソフトを導入し、ウイルス定義ファイルを最新に保ち、使用する

セキュリティソフトは万能ではありませんが、重要な対策の一つです。セキュリティソフトを導入し、ウイルス定義ファイルを最新に保つことで、ウイルスの侵入阻止や、侵入してしまったウイルスを駆除することができます。

近年のウイルスは、パソコン画面の見え方や動作から感染していることが分かりづらいものも多く、ウイルスの発見と駆除には、セキュリティソフトが有効です。

一般利用者向けのセキュリティソフトとしては、ウイルスの発見と駆除だけでなく、危険なウェブサイトを閲覧しようとした時にブロックを行う機能などを備える、「統合型」と呼ばれるものを推奨します。

オンラインバンキングの普及により、窓口やATMに出向く必要がなくなるなど、利便性は大幅に向上しましたが、それと相まってリスクも増大しています。ぜひ、他人事と思わずにこれらの対策を実施し、被害防止に努めてください。

## 電子申告推進委員会議開催報告

### 情報システム委員会 川元 恵

平成26年6月23日、電子申告推進委員会議を開催致しました。電子申告推進委員とは、本会の電子申告施策を各支部の会員の皆様にお伝えし、e-TaxやeLTAXを会員の皆さんがスムーズに行えるようサポートしたり、日々進化していく電子申告に関する最新情報を東京会より入手し、会員の皆さんにお知らせする等の役割を担っており、各支部から2名以上、本会情報システム委員会に所属する形でご協力いただいております。



### 1. 電子申告推進委員ブロックリーダー会議

当日は、電子申告推進委員会議に先立ってブロックリーダー会議を開催し、電子申告推進委員のうち、各ブロックのリーダーとして、支部やブロックにおいて電子申告の推進に多大なる貢献をいただいた下記の8名の委員に対し、菅納副会長より感謝状が贈られました。

#### 電子申告推進委員ブロックリーダー (平成25年6月～平成26年6月)

第1ブロック：居山 範男	第2ブロック：小貫 隆
第3ブロック：藤本 久也	第4ブロック：森内 康裕
第5ブロック：芝村 礼子	第6ブロック：伊藤 貴徳
第7ブロック：森田 法隆	第8ブロック：渡辺 宏幸

(敬称略)

### 2. 電子申告推進委員会議

引き続き開催された電子申告推進委員会議では、古川富二男東京国税局総務部企画課長より、「世界最先端IT国家創造宣言」が6月14日に閣議決



定され、その一端を担うe-Taxなど電子申告の一層の普及、定着が進むよう協議会などを通じて協力をしていきたいと思います。

細田情報システム委員長からは、日税連ICカードの取得率が70%を超え、e-Taxの利用率が60%近くになった事の報告がありました。思えば、電子申告の利用率が税理士3人

いれば1人ぐらいはやっているかなという状況から3人いれば2人は電子申告をしているという状況になったのだと、感慨深いものがあります。

電子申告に関する東京会の方針や施策を支部の会員の皆さんに伝え、推進活動を続けてきた各支部の推進委員の皆様の努力と、会員の皆様のご協力の賜物と思います。

電子申告を実施していない会員数が実施している会員数より少ないという現状をふまえ、今までとは違ったより現状にあった方針を打ち出していくことができると考えます。

本年度は、電子申告推進施策として引き続き「税理士会各支部と所轄税務署が連携したe-Taxの利用勧奨」、「支部施策奨励金」、「電子申告推進PRグッズ」、「支部巡回研修」などを設けております。特に支部巡回研修には本年度より《電子申告基礎講座》として新規入会者、入会後間もない会員、これから電子申告に取り組もうとする会員等を対象に、「電子申告入門編」という研修を用意しております。各支部で必ず行っていただき、電子申告をやってみようと考えている会員のサポートをお願いしたいと思います。

### 「TAINSを利用した判例研究研修会」開催報告



平成26年7月14日、一般社団法人日税連データベース共催「TAINSを利用した判例研究研修会」を開催致しました。

酒井克彦中央大学商学部教授が講師となり、「外注費か給与かを巡る事案の検討」をテーマにご講演いただきました。

本研修会では、TAINSの検索画面や、収録されている判例をスクリーンに投影し、TAINSを実際に操作する方法を示しながら、いくつかの判例を通して、外注費か給与なのかを検討する手順などを披露していただき、とても興味深い研修会となりました。

租税法以外にも、施行令や省令など同様に判例も法源である事を知り、法律に従って仕事をしている私たちが、判例を知らないで仕事をしてはいけなく感じるとともに、TAINSの有用性を改めて知った研修会となりました。